

小牧市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、令和6年4月1日付けで同表の右欄に掲げる者に委託した。

令和6年4月8日

小牧市長 山下 史守朗

施設	受託者
小牧駅地下駐車場 ラピオ地下駐車場 浦田駐車場 中央図書館地下駐車場	小牧市小牧三丁目555番地 小牧都市開発株式会社 代表取締役社長 坪井 和巳 (地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日：令和6年3月22日)
小牧山北駐車場	横浜市港北区菊名7丁目3番22号 アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小針 宏之 (地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日：令和6年3月22日)